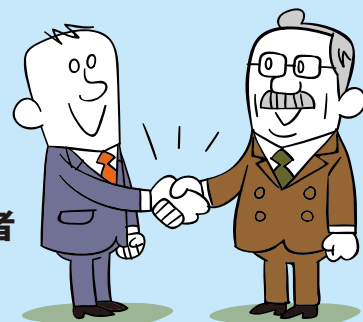


「事業承継」「M&A」「事業再編」 をご検討の経営者の方へ

10年後、日本の会社は半分なくなる!?

中小企業・小規模事業者の平均年齢は、**66才**とされています。
 中小企業庁の発表では、10年以内に引退年齢に達する事業者は**245万人**。
 そのうち約半数が後継者未定の状態です。また、後継者が決まっている事業者
 においても、円滑な事業承継を行えなければ事業の継続は厳しくなります。



<売り手>

<買い手>

「経営支援引継ぎ補助金」とは?

後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等に対する支援であり、
 事業再編・事業統合等を促進する観点から、**買い手支援型(I型)**、**売り手支援型(II型)**の
 二つの支援類型が対象となります

第三者継承時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用
 (仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)及び、
経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を保証します。

	補助対象	補助率	補助上限額
<p>※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です。</p>	<買い手> 専門家への報酬 (仲介手数料)	2/3	200万円
	<売り手> 専門家への報酬 + 既存事業の廃業費用		650万円

対象となる経営支援引継ぎについて

(1) 買い手支援型 (I型)

事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者であり、以下の全ての要件を満たすこと。

- ・事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。
- ・事業再編・事業統合等に伴う引継ぎの後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。

(2) 売り手支援型 (II型)

事業再編・事業統合等に伴い経営資源の引継ぎが行われる予定の中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たすこと。

- ・地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行っており、事業再編・事業統合等により、これらが第三者により継続されることが見込まれること。

● 補助上限額・補助率・申請サポート報酬

タイプ	補助率	補助下限額 ※1	補助上限額	報酬
買い手支援型 (I型)	補助対象経費の 3分の2	50万円	①経営資産の引継ぎを 促すための支援 100万円	着手金5万円 採択成功報酬15万円
			②経営資産の引継ぎを 実現させるための支援 200万円※2	着手金5万円 採択成功報酬20万円
売り手支援型 (II型)	補助対象経費の 3分の2	50万円	①経営資産の引継ぎを 促すための支援 100万円	着手金5万円 採択成功報酬15万円
			②経営資産の引継ぎを 実現させるための支援 650万円※2 ※3	着手金5万円 採択成功報酬20万円

● 補助対象経費

タイプ	補助対象経費の区分
買い手支援型 (I型)	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料
売り手支援型 (II型)	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料 (廃業費用) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

● 審査ポイント

買い手支援型 (I型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件が具体化していること。 ・ 買収の目的・必然性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務内容が健全であること。 ・ 買収による効果・地域経済への影響
売り手支援型 (II型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買収の目的・必然性 ・ 譲渡／廃業による効果・地域経済への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡／廃業の目的・必然性

● 補助金交付までの流れ



第2次公募期間: 令和2年10月1日～令和2年10月24日

「申請手続きが複雑そう...」「手間がかかるのでは...」というご心配はいりません。
申請書作成から実績報告まで、ワンストップでサポート致します!

↓↓↓ 詳しい内容のお問い合わせはこちらまで ↓↓↓

